

議第93号

高山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

水道事業における指定管理業務の拡大に伴い改正しようとする。

高山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高山市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年高山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 | | | | | | |
|---|----------------|----|-------|--------------|-------|----------------|---|
| <p style="text-align: center;">(浄水場の設置)</p> <p>第4条 水道事業を実施するため、次の浄水場を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">上野浄水場</td> <td style="text-align: center;">高山市下切町1925番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鶴巣浄水場</td> <td style="text-align: center;">高山市国府町鶴巣336番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第4条の2 浄水場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ）に行わせるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第4条の3 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高山市条例第5号）並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、<u>浄水場</u>の管理を適正に行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>取水、浄水及び配水</u>に関する業務</p> <p>(2) <u>浄水場</u>の維持管理に関する業務</p> | 名称 | 位置 | 上野浄水場 | 高山市下切町1925番地 | 鶴巣浄水場 | 高山市国府町鶴巣336番地2 | <p>第4条 削除</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第4条の2 <u>水道施設</u>（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設をいう。以下同じ。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第4条の3 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高山市条例第5号）並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、<u>水道施設</u>の管理を適正に行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>水道施設の運転</u>に関する業務</p> <p>(2) <u>水道施設</u>の維持管理に関する業務</p> |
| 名称 | 位置 | | | | | | |
| 上野浄水場 | 高山市下切町1925番地 | | | | | | |
| 鶴巣浄水場 | 高山市国府町鶴巣336番地2 | | | | | | |

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(3) 水道施設における水質管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正は、公布の日から施行する。